介護職員等特定処遇改善加算

【介護職員等特定処遇改善加算とは】

介護職員の処遇改善につきましては、度々介護職員処遇改善加算が拡充等の取引が行われて参りましたが、介護人材確保のための取引をより 一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進めるために「介護職員等特定処遇改善加算」 が創設されました。

当該加算を受けるためには、下記要件を満たしている必要があります。

- (1) 現行の処遇改善加算 I ~Ⅲを算定していること
- (2) 職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれ1つ以上取り組んでいること
- (3) 賃上げ以外の処遇改善の取組の見える化を行っていること

当該加算については、当法人の各事業所において介護職員等特定処遇改善加算Iを算定しております

【職場環境等要件】

見える化要件に基づき、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を下記に掲示いたします。

	職場環境要件項目	当法人取り組み
入職促進に	法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のため	新人研修や期末行動力評価を通し経営理念や指針の浸透を図っ
向けた取組	の施策・仕組みなどの明確化	ている。
資質の向上	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援	法人が認める各種研修については、受講の支援(参加費・旅費等)、
やキャリア	や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸	勤務シフトの考慮等を行っている。介護福祉士資格受験のための
アップに向	引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジ	実務者研修費用や試験費用を法人が支給している。
けた支援	メント研修の受講支援等	
両立支援・	職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導	短時間正規職員制度を運用しており、職員の希望に応じて非正規
多様な働き	入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の	職員から正規職員への転換制度がある。
方の推進	整備	
腰痛を含む	短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従	健康診断、ストレスチェックの実施。職員休憩室の確保を行って
心身の健康	業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施	いる。
管理		
生産性向上	58 活動(業務管理の手法の 1 つ。整理・整頓・清掃・清潔・躾の頭文	業務改善・調整委員会や 5S 活動を通じて業務効率化や改善を図
のための業	字をとったもの) 等の実践による職場環境の整備	っている。
務改善の取		
組		
やりがい・	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々	朝礼や申送り、カンファレンスでの情報共有の実施で改善を図っ
働きがいの	の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	ている。
醸成		